

七戸町結婚活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつとされる未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、定住人口の減少を抑制するため、結婚を目的とした、結婚相談所の利用に関する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月31日規則第42号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者。
- (2) 結婚相談所登録料等 結婚相談所に入会する際に支払う料金と活動初期費用として支払う料金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 七戸町に1年以上住所を有し、かつ、居住している20歳以上の独身の者。
- (2) 結婚後、七戸町に定住する予定の者。
- (3) 過去にこの支援事業により助成を受けていない者。
- (4) 納期の到来した町税を滞納していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関係する者でないこと。

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる事業及び補助金の額は別表のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助金の事業期間は、交付決定日以降、当該日の属する年度の末日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、規則第3条の規定により、入会登録後30日以内に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付申請を行わなければならない。

- (1) 入会を証明する書類（写）
- (2) 結婚相談所登録料等の支払った額がわかる書類（写）
- (3) 住民票

- (4) 独身を証明する書類（写）
- (5) 個人を証明する書類（写）
- (6) その他町長が必要であると認めるもの

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について、補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求により補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付の決定をした月を基準とし、自己の都合により3ヶ月未満で退会したとき。（ただし、結婚・婚約・交際による退会は除く。）
- (2) この要綱に記載する内容及び規則に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、補助金返還命令書（別記様式第5号）により返還を命ずることができる。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了した日（退会したときを含む。）から起算して30日以内に補助事業実績報告書（別記様式第6号）により町長に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 第11条の規定については、この要綱が失効後もなお、その効力を有するものとする。

別表（第4条関係）

補助対象者	事業の種類	補助の対象とする経費	補助金の額
第3条第1号から第5号に掲げる者	結婚相談所登録料等	結婚相談所の利用に関する経費のうち、入会金と活動初期費用	83,700円とする。